

平成 2 1 年 第 3 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 1 第 3 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 2 1 年 3 月 1 7 日 ( 火 ) 午後 2 時

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 福 井 聖 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 長 職 務 代 理 者 重 松 剛 君  
教 育 次 長 森 井 國 央 君  
教 育 推 進 部 長 埋 橋 伸 夫 君  
子 ど も 部 長 井 上 隆 志 君  
生 涯 学 習 部 長  
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君  
兼 次 長 ( 教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当 )  
兼 教 育 政 策 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君  
( 教 育 指 導 ・ 教 職 員 担 当 )  
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長  
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 田 正 記 君  
学 校 管 理 課 長 岩 永 幸 博 君  
学 校 教 育 課 長 中 村 香 君  
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君  
教 育 セ ン タ ー 所 長 加 賀 康 弘 君  
子 ど も 政 策 課 長 森 本 博 一 君  
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君  
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君  
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君  
( 幼 稚 園 担 当 )  
子 ど も 部 専 任 参 事 荒 木 啓 雄 君  
( 債 権 担 当 ) 小 川 衛 子 君  
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事 小 西 敏 広 君  
生 涯 学 習 課 長 河 原 弘 明 君  
生 涯 学 習 課 参 事  
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 大 浜 訓 子 君  
( 生 涯 学 習 事 業 担 当 ) 江 口 寛 君  
中 央 図 書 館 長 吉 田 卓 司 君  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査 高 橋 勝 代 君  
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 平成 21 年度(2009 年度)箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件
- 日程第 3 平成 21 年度(2009 年度)箕面市立保育所嘱託医の委嘱の件
- 日程第 4 平成 21 年度(2009 年度)箕面市病後児保育相談医の委嘱の件
- 日程第 5 箕面市母子自立支援プログラム策定事業実施要綱制定の件
- 日程第 6 箕面市母子家庭高等技能訓練促進費事業実施要綱改正の件
- 日程第 7 箕面森町簡易保育施設整備費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市早期療育機能訓練に係る医療費助成実施要綱改正の件
- 日程第 10 平成 21 年度(2009 年度)箕面市教育実施方針策定の件
- 日程第 11 箕面市人権教育基本方針改訂の件
- 日程第 12 箕面市生涯学習推進基本計画策定の件
- 日程第 13 平成 21 年度(2009 年度)箕面市立小・中学校管理職(校長及び教頭)の任免に関する内申に伴う報告の件
- 日程第 14 箕面市奨学資金貸付基金条例の制定要請の件
- 日程第 15 箕面市奨学資金の貸付に関する規則制定の件
- 日程第 16 箕面市奨学生選考委員会規則制定の件
- 日程第 17 箕面市未来子ども基金条例の制定要請の件
- 日程第 18 箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱制定の件
- 日程第 19 箕面市立幼稚園条例の改正要請の件
- 日程第 20 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 21 箕面市教育委員会所管に係る平成 20 年度箕面市一般会計補正予算(第 4 号)の件
- 日程第 22 箕面市教育委員会所管に係る平成 21 年度箕面市一

般会計当初予算の件

日程第 2 3 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

日程第 2 4 教育長職務代理者の報告

(午後 2 時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成 21 年第 3 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は 4 名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第 2、議案第 5 号「平成 21 年度(2009 年度)箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長(中村香君) : 本件は、箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任期満了に伴い、学校保健法第 16 条第 3 項の規定に基づき、新たに学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱する必要が生じたため、提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長(小川修一君) : インフルエンザやはしかなど流行している病気にかかる子どもさんが多くなると、学級閉鎖を行います。学校医さんは、このような場合にどのような関わり方をするのですか。

学校教育課長(中村香君) : 多数の欠席者が出た場合に、学級閉鎖にするかどうかの判断を学校医にお願いします。また、事前に、流行期になったら、どのような防止策を行わなければならないか、流行している最中においては、学校としてどのような対応をしなければならいかなどの相談に応じていただいています。

委員長(小川修一君) : 学級閉鎖については、一定の基準があるので

すか。

学校教育課長(中村香君) : 大体2割程度の欠席者を目安にしていますが、特に何名からとは、決まっていないので、その時の流行の状況などに応じて、学校医の判断を伺っています。

委員長(小川修一君) : 学校医の判断に委ねているということですね。基準は学校によって違うことはないのですか。

学校教育課長(中村香君) : 基本的には、2割以上程度を目処にしていますが、そのときに学校全体がとても流行しているなど、かなり多い場合は、少し変わってくることもあるかもしれません。

委員長(小川修一君) : 他にないようですので、議案第5号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第3、議案第6号「平成21年度(2009年度)箕面市立保育所嘱託医の委嘱の件」及び、日程第4、議案第7号「平成21年度(2009年度)箕面市病後児保育相談医の委嘱の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長(千葉亜紀子君) : 議案第6号については、児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準第33条第1項に定める嘱託医を委嘱する必要がありますので、提案するものです。それぞれ委嘱を予定する方は、箕面市医師会及び箕面市歯科医師会のご推薦をいただいています。議案第7号については、箕面市病後児保育実施要綱第11条の規定に基づき、病後児保育相談医を委嘱する必要がありますので、提案するものです。こちらについても、箕面市医師会のご推薦をいただいています。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(福井聖子君) : 民営化された保育所の嘱託医の扱いはどうなっているのか、教えてください。

幼児育成課長(千葉亜紀子君) : 民営化された保育所については、そ

それぞれの運営主体である社会福祉法人において、独自に委嘱されています。ちなみに、瀬川保育園、桜保育園ともに、これまで公立でお願いしていた先生に引き続き、お願いしている状況です。

委員（坂口一美君）：配置について教えて欲しいのですが、児童生徒数や園児数によって、嘱託医としてお願いする人数は、概ね決まっているのですか。

学校教育課長（中村香君）：内科、歯科については、400名以上の学校については、2人になっています。後は、各校1名ずつの配置をしています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第6号及び議案第7号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第8号「箕面市母子自立支援プログラム策定事業実施要綱制定の件」及び、日程第6、議案第9号「箕面市母子家庭高等技能訓練促進費事業実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）：議案第8号については、個々の児童扶養手当受給者の状況、ニーズ等に対応した母子自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等と連携することなどにより、児童扶養手当受給者に対する自立及び就業支援の推進を図ることを目的とする箕面市母子自立支援プログラム策定事業を平成21年度から実施するため、本要綱の制定を提案するものです。議案第9号については、母子及び寡婦福祉法施行令等の改正に伴い、母子家庭の母が就職に結びつきやすい看護師等国家資格等を取得するために、受講期間のうち一定期間について、支給する母子家庭高等技能訓練促進費について所得水準に応じた支給額を定め、支給期間を拡充するとともに、新たに入学支援修了一時金を創設し、事業の名称を箕面市母子家庭高等技能訓練促進費等事業とするため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませ

んか。

委員（坂口一美君）：この新規事業について、見込まれる対象者は、どれくらいになるのですか。

子ども支援課長（水野賢治君）：対象者は、児童扶養手当受給者となり、全体で約900名いますが、実際に就労等の相談に来られたのは、平成20年度においては、今のところ1名程度になっています。

委員長（小川修一君）：それは、年度によってある程度の伸びがあるのですか。

子ども支援課長（水野賢治君）：数名ということは変わりないですが、1名から3名などの範囲で推移しています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第8号及び議案第9号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第7、議案第10号「箕面森町簡易保育施設整備費補助金交付要綱制定の件」及び、日程第8、議案第11号「箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：議案第10号については、この6月に箕面森町に開設を予定している簡易保育施設について、施設整備費補助を行う要件等を定めるため、本要綱の制定を提案するものです。議案第11号については、大阪府の補助金の見直しなどに伴い、補助金の額の変更を行う必要が生じたので、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第10号及び議案第11号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第9、議案第12号「箕面市早期療育機能訓練に係る医療費助成実施要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、箕面市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、医療費の助成を受ける子どもの年齢上限が変更されるため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第12号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第10、議案第13号「平成21年度（2009年度）箕面市教育実施方針策定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、平成21年度の箕面市の教育の基本方針や主要施策等の概要を取りまとめた実施方針を策定しましたので、提案するものです。なお、今回から、教育委員会活動の点検評価の項目に合わせて、教育委員会そのものの活動や施設整備の概要などを追加しました。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：例年と違って大きく変わったところはどこですか。

教育政策課長（稲野公一君）：見やすさの工夫はしました。基本的に構成として変更したのは、本市の取組として、学校教育から始めていたのですが、教育委員会活動の項目を入れました。これは、点検評価を平成20年度から始めましたので、この実施方針がプランで、点検評価がチェックとなるように、この実施方針に対して、どれだけ計画どおりできているかの観点で評価いただくのが、流れとして一番わかりやすいのではないかと、この項目を入れました。また、最後のページに、所管施設の整備として、耐震化や新しい学校の建設、アス

ベストの工事など安全・安心、あるいは、教育環境の充実としてのエレベータの設計など、平成21年度の予算に計上している施設関係の項目をあげました。今までの教育実施方針としては、ソフト面が中心で、あまりハード面についてはありませんでしたが、点検評価の上では、こういったことについても、当然、教育施策の一環として項目に入れていきますので、あえて、所管施設の整備のページを起こして、大きな事業だけですが、教育委員会として取り組んでいるハード面での整備内容についての進捗について、評価いただく流れになるように、この項目を入れました。個別には、いろいろと、新学習指導要領への対応や体力の取組など見直ししていますが、構成として大きく変えたのはそのあたりです。

委員長（小川修一君）： 教育委員会活動の項目を入れたと説明がありましたが、まさに我々の活動となります。去年の点検評価については、市議会にもお諮りしましたが、そのときにご意見などありましたか。

教育政策課長（稲野公一君）： 市議会には、報告として、決算の審査のように委員会付託で審議するものではありませんので、本会議で冊子の趣旨や概要をご説明しただけです。その場でもご意見などはありませんでした。また、教育委員会活動が網羅されていますので、点検評価の冊子については、わかりやすいと個別にたくさんの議員さんからもいただいていますし、もみじだより12月号で、決算と合わせて、教育委員会としての成果のまとめにもなっていますので、そのようなページを増やして市の決算と合わせて、報告するスタイルをとっています。

委員長（小川修一君）： 毎年同じことを聞くのですが、各学校での趣旨徹底のどのような具体的な方策をとっているのですか。

教育政策課長（稲野公一君）： 全校、全職員に配布しており、4月の校長会で、学校関係など、関係あるところについてはすべて、大きな部分、変更した部分、力を入れて欲しい部分など説明をしています。教頭会についても、改めて、主たる部分の説明の時間をとって、特に今年は個々に力を入れて行って欲しいとか、留意して欲しいとかの説明を常に行っています。

委員長（小川修一君）： このような基本的な方針は、揺るがないことが大事なのですが、そのためには、校長先生方からの意見聴取をされていますよね。それを取り入れながら作成していますが、校長会から年度によって、特別に意見が出てくることあるのですか。

教育政策課長（稲野公一君）： 今回は、文言について、何点か、この

ように表現したらいいのではないかと意見があった程度で、根本的なところはありませんでした。この数年の流れでいうと、開かれた学校づくりや学校経営、いろいろな地域の皆さんが入っていただいている運営について、いろいろと各学校の取組が進んでいるので、それに対して、もう少し、このような表現を入れてほしい。もしくは、学校によって、若干取組の違いがありますので、書くと誤解が生じるなど、いろいろと意見がいつも出てきています。それは、大体、地域に開かれた学校、地域の皆さんにもご参加いただいて学校運営をしようとして、この間、充実してきたように思います。

委員長(小川修一君) : なぜ、このようなことを聞くかと申しますと、このような方針というのは、作り上げるまでの過程も大事ですが、実際に運用していくのは、学校現場ですので、その学校現場の意見を全面的に教育委員会として採り上げるのはしづらいところもでてくるのですが、しかしながら、周知徹底の点から言えば、現場の校長先生方を通じて、一般の先生方がどう考えているかということも趣旨の中にも含みながら作成して、より徹底してこの方針が現場で実施されるようなことを考える必要があるかと思うのです。内容的に言えば、毎年、重ねてきていますので、多面に亘って学校教育の中で、これという必要なものは、ほぼ満足していると思うのですが、これを実際に一つひとつ取り上げて実践できているかということは、校長先生にお任せするしかないのですが、我々としても、充実したものを作成し、これが教育委員会の考え方だと徹底できればと思いました。

教育次長(重松剛君) : 21年度の教育実施方針の作りに補足をさせていただきますと、先程の説明にありました教育委員会活動の評価点検で、議会に報告しました。その際には、19年度の報告をしましたが、それは、20年度の教育実施方針の目次をもう少し整理しながら、詳細に亘って行った方がよいとして、点検評価を行い、議会に報告しました。それに基づいて、21年度については、点検評価の目次を一定程度踏襲したことが一つ。もう一つは、大阪府教育委員会から市町村教育委員会への指導事項がいち早く手に入りましたので、この部分を実施方針の中に取り入れた点があります。また、構成で、重点事項とした枠組みと指示事項の具体項目があります。これについても、わかりやすく作り方を整理して、20年度よりは、もう少し詳しいものにしていったものが、今回の21年度の教育実施方針になります。

委員(福井聖子君) : 携帯電話の問題や裏サイトの問題などがあると思うのですが、「児童・生徒指導」の項目を見てもあまりはっきりし

た文言であがっていないのですが、ここの文言になくっても、大きな意味で問題があれば対応するという考えでいいのでしょうか。それともここにあげなければ、なかなか21年度は進められないということはあるのですか。

教育推進部次長（若狭周二君）： そのような問題については、その場その場における重点課題として、学校への指示事項等を出していますので、これは、あくまでも実施方針として大まかなものです。生徒指導において、一人ひとりの子どもに対しては、しっかりとその場その場で対応していこうということです。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第13号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第11、議案第14号「箕面市人権教育基本方針改訂の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部人権教育課長に求めます。

人権教育課長（笹川実千代君）： 本件は、同和教育、障害児教育、在日外国人教育の基本方針や基本指針を発展的に継承し、総合的に人権教育を推進するために、平成12年8月に策定した箕面市人権教育基本方針が、策定後8年経過したため、理念及び方針は継続しつつ、経年変化による改訂、構成の見直し、文言の整理等の改訂を提案するものです。なお、平成23年度に向けて、全面改訂を予定しています。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： 平成23年度には大幅に改訂の予定だと説明がありましたが、21年度、22年度は、従来の基本方針と大きく変わっていないということですね。23年度に大幅に変える理由は何ですか。

人権教育課長（笹川実千代君）： 23年度に箕面市全体の「箕面市人権のまち推進基本方針」が見直しスタートの年にあたりますので、教育の方も含めて、それと連動しながら、基本方針を見直していきたいと考えています。

委員長（小川修一君）： 連動する方針の見直しがあるということを機に23年度には、大幅な改訂があるということですね。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第14号を採決

します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第12、議案第15号「箕面市生涯学習推進基本計画策定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長(小西敏広君) : 本件は、本市においてめざすべき生涯学習のあり方を整理し、施策展開の基本となる計画を示すことにより生涯学習の推進を図るため、本計画の策定を提案するものです。この基本計画は、平成19年度から箕面市社会教育委員会議などで、議論を積み重ねるとともに、生涯学習施設の利用者のアンケートやパブリックコメントを実施し、取りまとめてきたものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : これをどのような方面に配布する予定ですか。

生涯学習課長(小西敏広君) : 庁内の生涯学習を進めるにあたって、教育委員会だけでなく市長部局も含めて進めていくので、関係各課には、配布を行います。また、関係施設や市民で生涯学習の活動をされている方々に理念等を含めてPRしていく必要があるかと思いますが、この分厚い冊子を配布してもなかなかお読みいただけないと思いますので、もう少し要点をまとめたものを整理して、市民の方々に見ていただけるように関係施設に配布するなど行っていきたいと思っています。

委員長(小川修一君) : 関係団体がこれに関して強い関心をお持ちだろうと思うのですが、そのような団体にも配布するのですか。

生涯学習課長(小西敏広君) : 生涯学習の活動をされている団体は、非常に幅広くありますので、簡単に読んでいただけるようなPRのための配布物をまず配布して、その中からさらに詳しく知りたいとのご要望がありましたら、配布したいと思います。この間、議論してきた時には、社会教育委員会議だけではなく、公民館・生涯学習センター運営審議会等に関係されている団体の方々もおられますので、関係の深いところについては、一定配布をしたいと思っています。

委員長(小川修一君) : せっかくのことですから、できるだけ幅広く知ってもらうことが目的の一つではないかと思うので、よろしく願います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第15号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第13、報告第5号「平成21年度（2009年度）箕面市立小・中学校管理職（校長及び教頭）の任免に関する内申に伴う報告の件」を議題とします。本件については、「附属機関の会議の非公開の基準を定める規則」第2条第8号に定める「意思形成過程の情報であり、公開することにより、当該事業の目的が著しく損なわれるもの」に該当するため、会議を非公開とし、また、事務局職員につきましても、本案件の説明者のみとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書き』の規定により、ただ今から会議を非公開とします。

（傍聴人及び本案件の説明者以外の事務局職員退席）

（非公開により審議）

（傍聴人及び退席事務局職員の入室）

委員長（小川修一君）：次に日程第14、報告第6号「箕面市奨学資金貸付基金条例の制定要請の件」及び、日程第15、議案第16号「箕面市奨学資金の貸付に関する規則制定の件」並びに、日程第16、議案第17号「箕面市奨学生選考委員会規則制定の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（岩永幸博君）：報告第6号については、奨学資金に係る基金を従来の積立基金から新たに運用基金に移行し、貸与の対象を見直して、奨学金制度を充実させるため、箕面市奨学資金貸付基金条例を制定することを箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則

第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。議案第16号及び第17号については、箕面市奨学資金貸付基金条例の制定に伴い、奨学資金の貸付に係る関係規定を整備するため、規則の制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）： 大学生を対象外とした理由と積立基金を運用基金に変えた点について、教えてください。

学校管理課長（岩永幸博君）： 1点目の大学生を対象外とした理由ですが、一番の理由が、高校生に対する貸与を充実させるため、資金に限りがありますので、その分、大学生を対象外とさせていただきました。その理由として進学率です。高校生の進学率が98パーセントぐらいに対して、大学生の大学への進学率がおよそ55パーセントとなります。このような進学率の面から見たのが一つ。また、大学生への貸与については、日本学生支援機構等の制度等が充実しています。こういったことも勘案して、大学生への貸与は今回からなしとさせていただきました。高校生については、従前、公立高校の授業料が年間14万4千円かかるのですが、この14万4千円すら賄うことができない貸与額でしたので、これを賄えるぐらいの金額に充実させる。そのために、大学生への貸与をご遠慮いただきました。2点目の運用基金に変えた点ですが、従前、積立基金として、基金に積み立ててその利息が増えていく一方でした。それを特に使っていくものではありませんでした。今回、運用基金としての2億5千万円の中でやりくりしていくこととなります。従前、積立基金の際は、毎年、市に予算計上して、その予算内でやりくりをしていましたが、今後は運用基金2億5千万円内でやりくりしていくということです。

委員（白石裕君）： 大学生の進学率が55パーセントということですが、これもたいした数字だと思うのです。おそらく世界で、アメリカに次ぐ高等教育の進学率だと思うのです。世界的に見るとむしろ最高の部類に属するのです。それだけ高等教育の需要がおそらくこれから増えていくだろうと思うのです。いろいろな事情を考慮しなければならない点はわかるのですが、このあたりの必然性について、高等学校に増額するだけでは、十分ではないと思うのです。高等教育は基本的には、国の役割だと思うのです。それはそれでいいのですが、市で

きることは、他にないのかと。いろいろな方策を考えていく必要があるのではないかと。特にお願いしたいのが、いろいろな奨学金制度がありますので、このようなことがあることをお知らせしていくことをやっていただきたい。例えば、日本学生支援機構が今、特別免除制度を始めました。つまり、成績が優秀で、将来おそらく教育者、かつては、学校の先生になったら免除されたのですが。そのような免除制度、書いてはいないけれど、そのように読み取れますよね。研究者になるために免除する。そのようなことが読み取れるように変わりましたよね。そのようないろいろな制度があることを同時に知らせていただきたい。これは、どこの部が所管になるのでしょうか。教育委員会の所管になるのですか。高等学校の生徒さんが対象になるので、そのあたりの所管がどこになるのか、どのような周知の方法があるのか、わかりませんが、これについては、どうですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：大阪府教育委員会からも我々若しくは、各学校にいろいろな奨学金制度の冊子やポスターは、常にいただいています。我々も学校を通じて、保護者や子どもにも常に紹介していますし、学校は、入学案内なども合わせて、常にそのような情報はくれるようなシステムになっていますので、機会あるごとに、そのような情報は、目にしてもらえそうな状況にはなっていると思います。我々も奨学金制度見直しに合わせて、もともと併用されている方がほとんどの状況ですが、他にもこのような制度があるということもまた、PRをしていきたいと思えます。また、本人に直接お知らせするだけでなく、所属している中学校で高校の入学準備金、高校の奨学金は、入学した高校、若しくは在籍校で、この子はちゃんと勉強しています、奨学生にふさわしいですという推薦書を必ず付けていただくようにしていますので、学校も借りている、また、子どももそのようなことで学校に確認して、市に申請ができていくことがわかるようになっていきますので、そのような形で、各中学校では高校のご案内、高校では大学のご案内をしていただいていますので、それは、ご安心いただきたいと思えます。

委員（白石裕君）：ぜひ、そのようにお願いしたい。また、積立基金を運用基金に変更した点でどのようにメリットがあるかをもう一度教えてください。

学校管理課長（岩永幸博君）：メリットと呼んでいいのかわからないのですが、従前は、毎年、市に予算要求して、その予算で対応していましたので、今後は、この2億5千万円という基金内で、私どもが対

応していくことで、市に対して負担をかけることが少なくなると言ったらいいでしょうか。我々は、2億5千万円の中で、今後、対応していきますので、特に、お貸しした奨学金については回収して、それを、次の方にお貸しします。このあたりの回収等に力を入れていかなければならない次第です。

委員（白石裕君）：回収が、運用資金の非常に大事な部分になるということですね。ぜひそれをしっかりやっていただきたいと思います。そうでないと、運用資金がなくなって、奨学金が出せなくなる仕組みですよね。そのあたりをよろしくお願いします。

委員（福井聖子君）：今までどれくらい的人数が、毎年、奨学金を借りておられるか教えてください。

学校管理課長（岩永幸博君）：平成20年度については、公立高校の学生への奨学金としての貸出が6名、私立高校が11名、大学生が22名です。入学準備金として、私立の高校、大学に入学される方に対してですが、高校が21名、大学が12名となっています。金額にすると、平成19年度決算額で、2,457万4千円です。

委員長（小川修一君）：今回、大学を削って、高校を優遇することが基本的な考え方で、制度を変更するのですが、その際、現行で、高校から大学へ行く対象の人たちがこの制度をどこまで知っているのか、周知する方法を浸透させなければならないと思います。高校で受けていて、大学も受けられるという前提で、行く学校がなくなったということも起こりうることだと思いますので、できるだけ、勉強したいという学生に対して、便利な方法や導きをしてあげることが、このような改革に必然的に伴わねばならないことだと思いますので、周知徹底の方法を講じていただけたらと感じます。

委員（坂口一美君）：日本は、子ども一人あたりの教育費をきちんとかけていっていますが、そのほとんどが保護者が負担をしている状況の中で、今不況ですので、奨学金などをもらいながら、子どもを学校に行かせたいと保護者としては思うのですが、いろいろな書類が来るのですが、どこから、どう手を付けていいかわからない状況で、大阪市だと思うのですが、冊子で、大学生も高校生も一目瞭然の公の機関の奨学金制度が書いてある冊子があるのです。非常に見やすく、自分の子どもや家庭に合う奨学金制度を見つけやすいような冊子があるのです。そのようなものを箕面独自として配布していただけたらありがたいのですが。親としても学校から配られたものを精査して見るのですが、なかなか使い切れない、申請も煩雑でなかなかどうやってい

いかわからない保護者も多いので、周知徹底の中で、何かひと工夫をしていただけたらありがたいと思うので、なるかならないかは別ですが、よろしくをお願いします。

委員長(小川修一君) : 学問を勧めるということがこの制度の趣旨ですので、この趣旨が生きるように可能な範囲で努力したいと思います。

委員長(小川修一君) : 他にないようですので、報告第6号及び議案第16号並びに議案第17号を採決します。報告第6号については、報告どおり承認し、議案第16号及び議案第17号については、原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、報告第6号については、報告どおり承認し、議案第16号及び議案第17号については、原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第17、報告第7号「箕面市未来子ども基金条例の制定要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども政策課長に求めます。

子ども政策課長(森本博一君) : 本件は、箕面にお住まいの子どもたちが、地域の中で健やかに育つようなまちとするため、子どもの成長に貢献するハード、ソフト両面の取組に対して財源充当する、箕面市未来子ども基金の創設に関する条例制定することを箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第7号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第18、議案第18号「箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱制定の件」を議題とし

ます。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）： 本件は、子どもの安全や健全育成のために活動する地域活動団体に支給していた補助金等を整理し、交付金とするため、本要綱の制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）： 要綱の第5条に「毎年度予算の範囲内において教育長が決定する」ということ、また、申請に当たっては、交付すべき金額を守る会の団体から申請してもらうことになってはいますが、概ね、校区の守る会の数はわかりますが、予算額としては、大体、どれぐらいを目処に考えているのですか。

子ども支援課長（水野賢治君）： 守る会は全部で13校区あり、21年度のトータル予算額としては、558万5千円を計上しています。

委員（坂口一美君）： 年度ごとに金額が変わるということですね。

子ども支援課長（水野賢治君）： 21年度については、特別活動費として、各校に20万円をプラスして交付しますが、この金額については、年度ごとに変わります。

子ども部長（埋橋伸夫君）： これまで青少年を守る会等に対して、地域コミュニティ活動として補助金を出していました。これが、各地区の運動会や守る会の一般的な活動、見守り隊などの活動の助成を行っていました。それがそのまま、基本的には、この交付金に横すべりできています。そして、今年度に限って、交付金化する初年度として、各校区20万円ずつ予算でプラスされることとなっています。21年度予算では、20万円をプラスしましたが、22年度以降は、それがそのままつくのかは、次年度の話ですので、よくわかりませんが、おそらくこのままつくとは思いませんが、初年度として、20万円が今までの補助金にプラスされて、各校区に交付されることになっています。

委員（坂口一美君）： 期待される効果はどうか。

子ども支援課長（水野賢治君）： 今まで補助金として、3つほどに分かれてはいたのですが、これを1つにまとめることにより、また、地域の裁量にかなった交付金となりますので、地域にとっては、簡単に使える形になることがメリットかと思えます。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第18号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

( “ 異議なし ” の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第19、報告第8号「箕面市立幼稚園条例の改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼稚園担当専任参事に求めます。

幼稚園担当専任参事(津田善寿君) : 本件は、箕面市立とどろみ幼稚園の定員を改定するため、箕面市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第8号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

( “ 異議なし ” の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第20、報告第9号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(稲野公一君) : 本件は、異動1名、分限休職処分3名、復職2名をそれぞれ発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

んか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第9号を採決します。  
本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第21、報告第10号「箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計補正予算(第4号)の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、平成20年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る箕面市一般会計予算の補正を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第10号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第22、報告第11号「箕面市教育委員会所管に係る平成21年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、平成21年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するに当たり、平成21年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：なかなか財政削減の厳しい中で、教育予算の確保に向けて、このように予算を組まれたことに対して、大変ありがたいと思います。今回の予算の目玉について、もちろん教育実施方針と関連しているわけですが、特に今年度の予算で強調しておいた方がいい点、もちろんプラス面ですが、そのあたりはどのあたりですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：市議会の常任委員会で、先程の奨学金などいろいろと議論になりました。議会のご審議の中で、中心になったのは、財政状況厳しい中で、ただ単に、削減や縮小ではなく、強化すべきところは強化する。特に、緊急プラン素案として、改革特命チーム「ゼロ」から、いろいろな事業の見直しの提案がありますが、平成23年度当初予算までの間は、案がついたままで、毎年の予算編成の中で議論して方針を決める形で、緊急プランが提示されています。それに対しては、何百人という方からパブリックコメントで賛成もありますが、特に見直し関係については、反対やもっと慎重にすべきというご意見をたくさんいただいている中で、例えば、学校教育関係では、生徒指導の加配などについては、原則2割カットの方針が、緊急プランで提示されているのですが、結果的には、逆に3割増やしていただいたなど、お金がない中で、エレベータの設計の予算もついたなど、安全、安心あるいは、教育に係る部分は、強化すべきとして、特に、緊急プランで出た時点で、我々も非常に当初予算は厳しいとの認識の中で見直せるものは見直すとして、行ったつもりなのですが、結果的に、特に教育推進部で見ると、充実したところもたくさんあり、それは、市全体の予算は、例えば、止々呂美や第一中学校の関係で、一定、山が越えたところもありますので、予算額としては、1割ぐらい減少した形になってはいますが、それは、見直しや削減をして1割減ったのではなく、たまたま、そのような大きな事業がなかったとして減っていますが、個別に中身を見ていきますと、必要なものは充実していただいていますので、このような点について、常任委員会でも議論がありました。教育委員会としては、予算が充実

したものになっていると思います。

委員（福井聖子君）： 子ども政策課に先程話のあった「未来子ども基金積立事業」とありますが、この予算に関しては、具体的にこのような事業に対してとか、あるいは、子どもプランとの兼ね合いで、先で使われるのかなど、もう少し説明をお願いしたいのですが。

子ども政策課長（森本博一君）： 1億5千万円を積み立てています。この1億5千万円のうちの5千万円は競艇事業収入からとして、競艇事業で得た収入の有効活用という意味も含めています。また、1億円については、学校管理課の奨学資金積立基金からこちらに持ってきて、1億5千万円の基金総額となります。その中で、21年度当初に、これを取り崩して4,000万円を使う予定としています。その4千万を、ハード、ソフト両面のモデル的な事業になる事業に充てていこうとして、3つの事業があります。1つは、ハード面について、学校管理課の中学校の学習環境向上事業として、エアコンの移設事業に1億8百万円のうち、3,200万円を充当します。また、子ども政策課所管の子ども安全・健全育成地域活動推進事業としての585万円のうち、500万円を充当します。また、幼児育成課所管の保育環境向上事業として、箕面保育所の耐震診断を予定していますが、320万円計上しているうちの300万円を充当します。合わせて、4,000万円となります。最初の事業がハード的な事業、2つめがソフト的な事業、3つめはその中間的な事業として、モデル的な事業を選んで充当しています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第11号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第23、報告第12号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る2月10日に開催された平成21年第2回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第12号を採決しま

す。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第24、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

教育次長(重松剛君) : (議案書187頁により報告)

平成20年度第2回豊能地区人事協議会について

2月4日に開催され、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の交流人事の扱いについての問題や、それぞれの教職員の必要見込数についての協議を行いました。

平成21年第1回箕面市議会定例会について

2月20日から3月27日までの会期で現在行われています。3月4日、5日に市長の施政及び予算編成方針に対する代表質問がありました。3月9日が文教常任委員会で、非常にたくさんの質問をいただき、午前10時から午後8時40分まで行われました。質問としては、教育推進部では、先程から議題となっていた奨学資金貸付基金条例の制定、また、2月に教育委員会委員さんと市民、保護者等との意見交換会がありました。その総括と今後についての質問がありました。また、鳥取方式による校庭芝生化については、鳥取の視察も含めて説明し、来年度予算について、できたら府の補助金を使って3校程度行いたいと考えています。中学校へのエアコン設置については、全中学校の普通教室にエアコンを設置するとして、この夏から工事を始め、順次、秋から使用可能になるようにしていこうとしています。小学校の給食費と安全性の維持については、大阪は全国で非常に安い給食費で、また、箕面市はその中で一番安い給食費で、平均的に一月3,200円ですが、その給食費で賄えるのかということで、現在は工夫して賄っているのですが、食材の高騰などでこの給食費を見直さなければならない時期に来ているのではないかとのご指摘でした。この問題を今後協議していかなければならないところに、事実きていますので、これは今後の課題となります。中学校のスクールランチですが、止々呂美中学校を除いて、中学校は弁当持参ですが、弁当を持ってくることができない、あるいは、持ってこないなど、いろいろな事情がありますが、弁当の斡旋ができないかとの要望が以前からあり、現在の取組の進捗状況についての説明をしました。おおさか・まなび舎事業、おおさか・まなび舎キッズ事業と西小学校のサタデースクールの問題に伴い、この2つの事業についてもう一度説明を求

められました。教育専門員の配置状況と必要性については、来年度、もう1人、教育専門員を追加しようとする予算をお願いしていますが、来年度27人の新規採用教職員が入ってきますので、授業力の向上に向けた指導をするために、1名増員する話をしています。生徒指導担当者授業支援員の役割と選考方法については、20年度から制度を変えて特別職非常勤としています。これが10名の予算だったのですが、21年度は、13名として3名増やします。これは、校長を含めた学校現場の非常に強い要望の結果、予算の獲得ができたものです。子ども部については、箕面市未来子ども基金条例制定とその積立事業と充当先について、あるいは、子ども安全・健全育成地域活動推進事業についての考え方の質問がありました。また、保育料については、緊急プランで保育料のアップが提案されていますが、22年度以降の実施として、21年度中は十分検討しようということ。また、学童保育の延長保育については、20年4月14日から始めたのですが、利用が1日に1学童につき3人程度なので、必要性や今後の考え方についての議論がありました。箕面森町の認定こども園については、今、法人公募しており、応募がありましたので、この認定こども園のあり方やとどろみの森学園の中に2,000平方メートルの土地を確保していますので、そこを利用して、保育所機能、幼稚園機能をもった認定こども園についての考え方の話をしました。青少年海外体験交流事業の休止として、ハット市へ290名あまりの中学生派遣をこの間ずっと行っていましたが、21年度については休止して、今後のあり方について考えるなどの議論がありました。生涯学習部では、現在、市内の民間温水プールの一部借上をして、健康増進事業を行っていますが、それについての今後の考え方について。また、20年度が初年度だったみのお市民大学の成果をどのように評価するかとの議論がありました。また、箕面山ニホンザルへの餌やり禁止条例についてですが、観光客がサルに餌を与えるために栄養が豊富になり、出産が2年に1回だったのが、毎年出産するなど、生態系が崩されていますので、餌やり禁止条例について考えてはどうかとの提案がありました。

#### 教育推進部の行事について

2月6日、12日、17日、24日に教育委員会委員さんとの懇談会を行いました。4回で99名の参加をいただきました。今回は、全国学力・学習状況調査の関係で行いましたが、今後については、テーマも拡大して、例えば、夜、開会するなどのやり方も含めて、指摘がありましたので、今後の課題となっています。また、24日に豊能ブロック都市教育委員研修会が委員会室で行われ、スクールソーシャルワーカーの

大塚美和子さんに子どもの支援のために何をすべきかとの研修をいただきました。

子ども部の行事について

2月7日に青少年健全育成市民大会をメイプルホールで開催し、440名の参加がありました。11団体で実行委員会をつくって呼びかけていただいたものですが、ここで、学力と生活の観点からのリーフレットに関して「早寝 早起き 朝ごはん」などの特別決議もいただきました。また、こども会育成者・指導者講習会を東部、中部、西部で行いました。生涯学習部の行事について

2月4日、18日、26日に人材の地域環流を目指したみのお市民大学修了式が行われました。来年度も引き続いて行うように進めています。17日の第3回社会教育委員会議では、生涯学習推進基本計画の最終案について、審議、決定いただいた内容を、本日の議案としてお諮りしています。18日から25日までは、第7回箕面市民選抜美術展を開催し、1,339人の来場がありました。懸案であった、22日の箕面東コミュニティスポーツクラブの設立総会があり、総合型地域スポーツクラブの結成第1号となりました。また、28日に第1回箕面森町妙見山麓マラソン大会として、3キロメートル、5キロメートル、10キロメートルを昨年度に引き続きですが、今回は、豊能町と合同で行ったものです。691名の非常にたくさんの参加がありました。

その他

3月12日に西南小学校で芝生の植え付けを運動場7,900平方メートルのうちの3,000平方メートルに小学校の4、5、6年生とたくさんの地域の方とともに芝生の植え付けを行いましたので、報告します。

委員長（小川修一君）： この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）： 教育次長の報告にありましたが、私どもが初めての試みで市民や保護者の方との意見交換の場を持たせていただきました。私個人の考えですが、決して十分なものであったとは受け止めていません。文教常任委員会の中でも後押ししていただくようなご意見を頂戴したので、これに懲りず、また、より前進した形で、教育委員会委員一同がんばっていきたいと思います。事務局にも随分世話になり、力を貸していただきました。何とぞ、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（小川修一君）： 教育次長の報告については、ご意見もないよ

うですので、各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）： 前回の教育委員会定例会で協議した体力テストの取扱いについて、少し確認しておきたいと思います。全国の体力・運動能力、運動習慣等の調査がありました。それへの参加についてですが、事務局にも情報や通知があると思いますので、簡単に意見交換したいと思います。さしあたって、算面の子どもたちの体力・運動能力を把握する必要性については、前回の定例会の意見交換の中で、そのような方向性で確かめたのですが、その際には、平成21年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施要領がまだ届いていない段階でした。その後、正式に届いたと聞いているのですが、それを受けて、学校現場でどのような意向をお持ちなのかを知っておく必要があるかと思うのですが、担当課での考えや現在の状況も教えていただけますか。

学校教育課長（中村香君）： 平成21年2月26日付けで大阪府教育委員会から実施要領と合わせ、参加照会の文書が届いています。それに伴い、3月3日の定例校長会で実施要領について説明しました。3月9日付けの指示文書で参加についての意向調査をしました。現在のところ、各校とも自校の子どもたちの現状を把握すること、それに基づいて、保護者、地域に学校の取組について説明することは必要であるとの認識をしています。この参加の意向調査の締切が、明日になっていますが、現在、3分の2程度の学校から参加協力の回答をいただいています。

委員長（小川修一君）： すでに通知があり、それを受けて、校長会で、通知についての伝達を行い、意向を伺ったということですね。これを踏まえて、この件については、取り組んでいかなければならないのですが、学校や教育委員会が子どもたちの体力・運動能力の現在の状況を正しく把握する。それによって、体力向上の観点でいろいろな具体的な取組が当然必要なのですが、テストそのものが実態把握することになるのですが、そこから発生することもあるのですが、あくまでも子どもたちの体力を向上させる営みの方が、私は、むしろ大事なことはないかと思うのです。このことについて、委員さんで何かお考えがあれば、ご意見を頂戴したいのですが。

委員（福井聖子君）： 学力テストの場合は、学校教育で、初めて基本的に字を習って、算数や国語を習ってなどの形で始まるのですが、体力づくりの方は、学校に入る以前の問題として、子どもたちが体をよく動かす、外で遊ぶことの上に立って、小学校に入ってきているので、体力テストは結構なのですが、その結果を学校教育の中だけで解決しようと思っても絶対に無理が出ますので、やはり、幼稚園、保育所あるいは、

在宅のお母さんが、子どもを外で遊ばせて体をいっぱい動かすことの意義をもっと理解してもらうことから入らないと小学校だけでは、なかなか難しい。また、小学校の場合は、土、日、放課後の活用がすごく大事なのですが、それに関しては、学校外スポーツがボランティアやクラブチームで行われているのですが、その実態把握をされていないので、それに関しては、どちらかという生涯学習部になるのではないかと思うのですが、やはり、学校外のスポーツの状況を把握していただく。また、中学校の女の子が運動をしないという話があるのですが、やはり、中学校で体育会系のクラブに入っていない子は、運動する場所もなければ、チャンスもないということで、それをどこに作るのかという話になってくると、中学校と協力して、あるいは、タイアップして生涯学習部で施設的なものやチャンスのものがある程度考えてもらうことも必要となってくると思います。そのような中・高校生から大学生にかけての体力づくりのチャンスを考えていかなければ、今度、その人たちが親になるのですから、親になった世代が、自分の体を動かさないとすると、その人たちの子育ての段階で運動に対する理解がなくなり、今以上に体力が落ちていきますので、やはり、学校の中での取組もすごく大事なのですが、学校外の取組も一貫していろいろな連携をとって、プランを立てていってはどうかと考えていただきたいと思います。

委員長（小川修一君）： 今のご意見は、ただ単に小学校、中学校という年齢段階ではなく、幼児から始めることが一つは必要であろうと、さらに、高校や大学など年齢の幅をもっと広げた形で体力向上を捉えないといけないのではないかとのご意見でした。そのような意味では、学校教育だけではなく、生涯学習や幼児教育の面についても考慮しなければいけないのではないかとのご意見ですので、今後、体力向上の観点からいけば、幅広く考えていき、関連する課とも連携しながら進めていく必要があるかと福井委員の言葉の中にはあったと思います。そのようなことも踏まえた上で、今後、教育委員会として、どのように取り組んでいくのか、発展させていくのかということも必要だと思いますし、何より、体力を向上させるためには、実技、実践も研究、マニュアルのあり方を推進していけるようなプロジェクトも必要となつてこようかと思えます。実際に実技を伴うことの中から探っていく必要もありますので、その点もこれからの課題の一つになってくるのではないかと思います。テストはテストとして、正確に体力を把握する側面もないがしろにすることはできませんが、そのような意味では、市としては、原則的には、テストに全校参加ということを積極的にこれからも進めていく必要

があろうかと感じることがあります。この件については、今後も継続して考えていくことにしたいと思います。

委員長（小川修一君）： 他にはないようですが、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 63ページについては、題名と説明文及び提案理由に齟齬があり、「医療費助成要綱」を「医療費助成実施要綱」に訂正をお願いします。また、135ページに、「補正予算（第4号）の件」という題名ですが、説明文では第5号となっています。第4号が正しいので、訂正をお願いします。

委員長（小川修一君）： 他にはないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案14件、報告8件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成21年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時30分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 一美